

【民暴事件は他人ごとではありません】

民暴事件と言われても、自分には関係がないことのように思われる方も多いかもかもしれません。しかし、意外と身近なところに暴力団はいます。

Aさんは、友人の友人が暴力団関係者でした。ちょっとしたことから因縁をつけられ、謝罪を要求され、脅されて、数千万円も支払うとの念書に、署名捺印させられてしまいました。その後、Aさんは、逃げられるはずもなく、「実家を担保に入れて金を借りろ」などと、厳しい取立てを受けました。なんとか現金をかき集めて、数百万円を渡しましたが、まだ取立ては続きます。どうにもならなくなり、相談に来られました。

私たち民事介入暴力対策委員会に所属する弁護士は、Aさんが、これ以上、脅迫等の被害を受けないように、まずは、相手方に内容証明郵便等で警告します。同時に警察に被害の届け出をし、捜査に協力します。その後は、Aさんの意向にもよりますが、民事裁判等の手続きで、暴力団関係者に渡してしまった数百万円の返還を求めています。

このように、発生してしまった民暴事件を解決するために、あらゆる法的手段をとるのはもちろんですが、私たち民暴委員会では、第2、第3のAさんが出ないように、民暴事件を未然に防ぐための活動にも力を入れています。

こうした啓蒙活動の一環として、講演だけではなく、民暴事件になじみのない皆様にもわかりやすいように、寸劇の上演も行ってきました。少し前の話になってしまいますが、私も、暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会で寸劇のナレーターを務めたことがあります。この時は、数ヶ月前から、民暴委員会の弁護士が、脚本を書き、配役を決め、台詞を覚え、小道具を準備し、練習に励んできました。民暴弁護士役だけではなく、暴力団役も、暴力団に狙われる被害者役も民暴委員会の弁護士が務めます。もちろん、脚本も監督も民暴弁護士です。私は、演技の要らないナレーターでしたが、演技が必要な役者たち（民暴弁護士）も、最初はぎこちない演技だったのが、練習を重ね、諸先輩からアドバイスをもらい、上達しました。当時の手帳を振り返ると、驚くほど、寸劇の練習に時間を割いていました。本番の少し前には、丸一日、会場を借りて、リハーサルも行いました。おかげさまで、ご好評を頂きました。皆様に、民暴事件とはどのような事件なのか、イメージが伝わっていれば幸いです。

最近、冒頭のAさんの相談を受け、やはり、民暴事件は意外と身近なところにあることを感じています。相談するのは恥ずかしい、自分にも落ち度があるかもしれないなどと思い、相談することをためらってしまう方もいらっしゃいます。しかし誰にでも、間違いや失敗はあります。大きな被害になる前に、少しでも「怖い」、「どうしよう」と思



ったら、すぐに、民暴委員会の弁護士にご相談下さい。

寄稿者

さいたま市大宮区吉敷町 1-92-3 至誠堂ビル 5 階

サライ法律事務所 ☎ 048-650-2700 FAX 048-650-2701

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

塩谷 真理絵 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.132」から編集したものです。